

# 岩手県 大船渡市企業立地ガイド



大船渡市PRキャラクター  
おおふなトン



## ■大船渡市のプロフィール

大船渡市は、岩手県の沿岸南部に位置し、三陸復興国立公園の代表的な景勝地である碁石海岸や三陸沿岸の最高峰・五葉山があり、自然豊かで風光明媚なまちです。東日本大震災では、甚大な被害を受けましたが、苦難を乗り越えて新たなまちづくりに取り組んでいます。

人口 / 33,032人 (男性 15,832人・女性 17,200人)

世帯数 / 14,759世帯 (令和5年7月末日現在)

面積 / 約 323km<sup>2</sup>

## ■魅力

景勝地 / 碁石海岸、五葉山、夏虫山、不動滝、綾里崎など  
特産品 / 帆立、うに、かき、わかめ、アワビ、さんまなど  
名物 / ころ柿、なべやき、がんづき、ゆべしなど

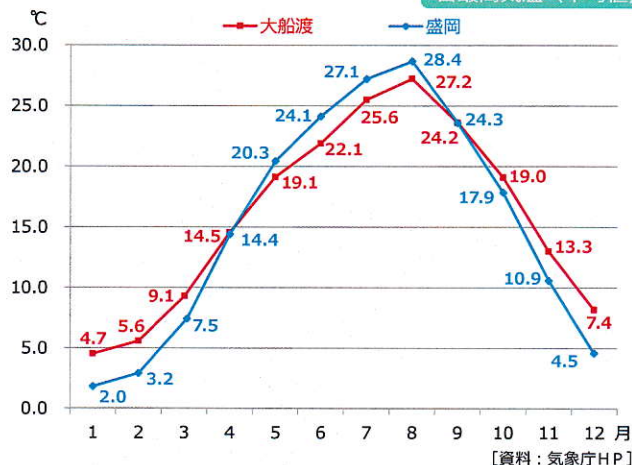
レジャー / 海水浴、サーフィン、ダイビング、登山、釣り、  
キャンプ、温泉、碁石海岸穴通船、みちのく潮風トレイル、BMX など

イベント / 大船渡碁石海岸観光まつり、三陸・大船渡夏まつり、初さんま・うに・アワビ・帆立・かき・ホヤ・わかめ祭、大船渡市産業まつり、吉浜のスネカ、三陸・大船渡つばきまつりなど

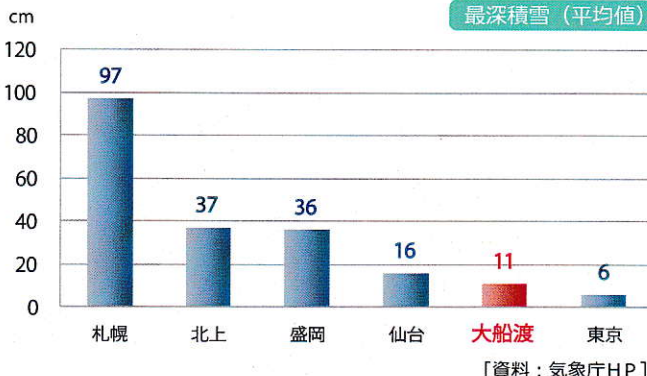
## ■気候

気候は比較的温暖で、住み良い環境にあります。夏は海風により涼しく、エネルギーコストの削減が期待できるほか、冬は積雪がほとんど見られないことから、生活や産業活動の障害については、ほとんど心配ありません。

日最高気温 (平均値)



最深積雪 (平均値)

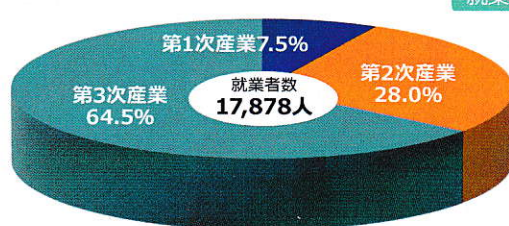


## ■労働力

市内には、2つの高等学校があり、卒業者は合わせて毎年約310人となっており、約3割は就職を希望する傾向にあります。就業人口は、令和2年の国勢調査において17,878人となっており、産業別就業人口では第3次産業、第2次産業、第1次産業の順に多くなっています。

岩手県の人々は、どんな苦境にも負けない辛抱強さ、粘り強さがあり、人柄が温かい人が多いと言われており、仕事にも好影響を与えています。

就業人口

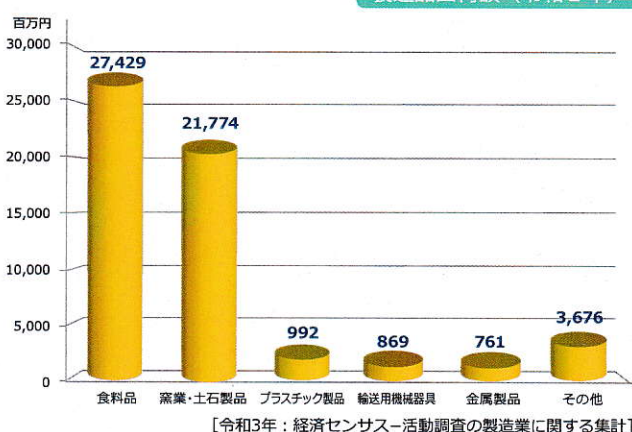


[令和2年：国勢調査報告]

## ■工業

大船渡市の製造品出荷額は、令和2年で約555億円となっています。食料品製造業とセメント製造等の窯業・土石製品製造業が多数を占めており、続いて、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業の順となっています。

製造品出荷額 (令和2年)



## 企業立地優遇制度

市内に工場等を立地する場合、以下の優遇制度をご活用ください。

| 対象業種                       | ◆製造業 ◆運輸業 ◆卸売業 ◆その他サービス業                             |   |   |
|----------------------------|--|---|---|
| 奨励措置                       | 対象要件(固定資産投資額・新規雇用者数)                                 |   |   |
|                            | 新增設:1,000万円以上<br>ただし、運輸業・卸売業・その他サービス業の場合、新設5名、増設2名以上 | 新增設:2,500万円以上<br>ただし、運輸業・卸売業・その他サービス業の場合、新設5名、増設2名以上      | 新增設:5,000万円以上(土地除く)<br>特定区域※2に新規雇用者5名以上<br>※製造業限定 |
| 固定資産税の課税免除<br>[立地支援企業含む※1] | -  | 3年間課税免除   | 3年間課税免除、<br>その後の2年間不均一課税                          |
| 雇用奨励金                      | -  | 5人以上を1年間継続雇用の場合、1人につき20万円を交付<br>(限度額:新設5,000万円、増設1,000万円) |   |
| 利子補給金<br>[立地支援企業含む]        | -  | 借入金(限度額:3億円)の年利1.8%以下の額を3年間交付                             |   |
| 土地・工場等賃借料助成金<br>[立地支援企業含む] | 賃借に要する費用の一部を3年間交付                                    |   |   |

※1 立地支援企業:操業する者に代わり、工場等の用に供する固定資産を取得する者をいいます。※2 特定区域:盛川右岸工業団地、沢田工場適地、宮野団地、杉下団地

## 企業立地補助金

| 対象業種  | ◆製造業 ◆ソフトウェア業 ◆自然科学研究所 ◆運輸業 ◆卸売業 ◆その他サービス業                          |  |  |
|---|---|--|--|
| 対象要件  | 対象地域  | 補助率  |  |
| 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下、「津波補助金」)の実施期間中は、津波補助金の採択を受ける場合  | 盛川右岸地区、野々田地区、下船渡地区、細浦地区   | 次のいずれか低い額(限度額:3億円)<br>①津波補助金の補助金交付申請額と採択された補助金額の差額に相当する額<br>②固定資産投資額の10分の2に相当する額   |  |
| 津波補助金の採択を受けない場合<br>【新設】<br>投資額:5,000万円以上<br>新規雇用:製造業・ソフトウェア業・自然科学研究所は5人以上、運輸業・卸売業・その他サービス業は20人以上<br>【増設】<br>投資額:1億円以上<br>新規雇用:製造業・ソフトウェア業・自然科学研究所は5人以上、運輸業・卸売業・その他サービス業は10人以上 | 工場適地、農工団地、準工業地域、工業地域、工業専用地域、県・市等が造成した工場等用地及びこれらに準じる地域、又は市長が適当と認める地域 | 市内に本社機能を有する者<br>・固定資産投資額の20分の1に相当する額(限度額:1億5千万円)<br><br>市外に本社機能を有する者、又は市内に本社機能を有する者のうち、市外に本社機能を有する者から過半数の出資を受けている者<br>①製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所の工場を新設した場合、新規雇用者数に応じて補助金を交付(限度額:3億円)<br>・新規雇用が5人以上10人未満:固定資産投資額の10分の1に相当する額<br>・新規雇用が10人以上25人未満:固定資産投資額の10分の2に相当する額<br>・新規雇用が25人以上:固定資産投資額の10分の3に相当する額<br>②製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所の工場を増設した場合、新規雇用者数に応じて補助金を交付(限度額:3億円)<br>・新規雇用が10人以上25人未満:固定資産投資額の10分の2に相当する額<br>・新規雇用が25人以上:固定資産投資額の10分の3に相当する額<br>③上記以外の工場を新設又は増設した場合、固定資産投資額の20分の1に相当する額(限度額:1億5千万円) |  |

## 本社機能移転・拡充支援

企業の本社機能の移転・拡充を支援します。※着工前(賃借による場合は賃貸借契約締結前)に岩手県の認定を受ける必要があります。

| 支援対象施設  | 本社機能を有する特定業務施設(事務所・研究所・研修所)                         |                             |
|---|---|-----------------------------|
| 対象要件  | 対象地域  | 固定資産税の軽減                    |
| 【拡充型事業※3】<br>・特定業務施設を整備すること<br>・事業期間が岩手県計画期間内(H28.6.17～R11.3.31)であること<br>・従業員数が5人(中小企業は1人)以上増加すること  | 大船渡港永浜・山口地区工業用地、大船渡駅周辺地区復興産業集積区域、小河原地区産業用地          | 3年間(1年目 免除、2年目 免除、3年目 1/10) |
| 【移転型事業※4】<br>・特定業務施設を整備すること<br>・事業期間が岩手県計画期間内(H28.6.17～R11.3.31)であること<br>・従業員数が5人(中小企業は1人)以上増加すること<br>・次の①又は②に該当すること<br>①増加する従業員の過半数が東京23区内の事業所からの転勤者である<br>②初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可 | 盛川右岸工業団地、大船渡港永浜・山口地区工業用地、大船渡駅周辺地区復興産業集積区域、小河原地区産業用地 | 3年間課税免除                     |

※3 拡充型事業:地方にある本社機能を拡充、又は、東京23区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業

※4 移転型事業:東京23区にある本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業

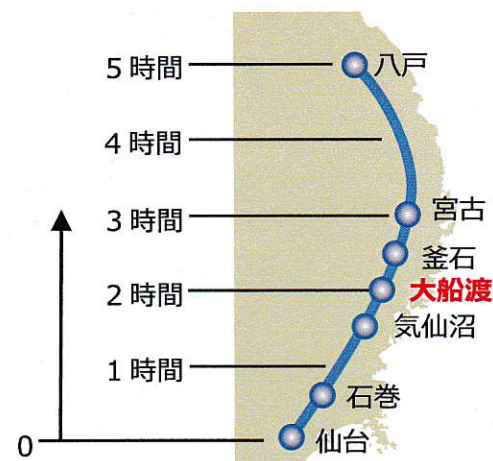
## 工場の緑地等面積率の緩和

特定工場を新增設する際の緑地等面積率を緩和します。

| 対象工場            | 規模:敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上<br>業種:製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱及び太陽光発電は除く) |                 |                   |
|-----------------|--|-----------------|-------------------|
| 対象区域            | 用途地域   | 緑地面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設面積の敷地面積に対する割合 |
| 盛川右岸工業団地        | 工業地域・工業専用地域<br>準工業地域   | 5%以上に緩和         | 10%以上に緩和          |
| 大船渡港永浜・山口地区工業用地 | 無指定  | 15%以上に緩和        | 20%以上に緩和          |
| 下船渡地区           | 準工業地域、無指定  |                 |                   |
| 細浦地区            | 無指定  |                 |                   |
| 上記以外の地域         |  | 20%以上           | 25%以上             |

## 三陸沿岸道路 ～広がる商圈～

「三陸沿岸道路」は、宮城・岩手・青森の各県太平洋沿岸を結ぶ延長359kmの自動車専用道路で、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトとして進められ、令和3年12月に全線開通しました。仙台～大船渡間が約2時間で結ばれ、地域間交流の促進や地域経済活性化等の効果が期待されます。



### 物流コストを大きく削減!!

出典: 仙台河川国道事務所HP (<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/>)  
 出典: 「三陸沿岸道路整備による所要時間の変化」(仙台河川国道事務所) (<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/douro/seibikouka/sanriku/index.html>)  
 を加工して作成



- 航空機
  - 札幌・新千歳空港 ⇒ いわて花巻空港 ..... 55分
  - 名古屋(小牧)空港 ⇒ いわて花巻空港 ..... 1時間10分
  - 大阪国際(伊丹)空港 ⇒ いわて花巻空港 ..... 1時間20分
  - 神戸空港 ⇒ いわて花巻空港 ..... 1時間30分
  - 福岡国際空港 ⇒ いわて花巻空港 ..... 1時間55分

- JR (新幹線等)
  - 東京 ⇒ 一関 ⇒ 大船渡 ..... 4時間55分
  - 仙台 ⇒ 一関 ⇒ 大船渡 ..... 3時間20分
- 東北自動車道・国道
  - 仙台(仙台南IC) ⇒ (仙台南側道路) ⇒ (三陸道) ⇒ 大船渡 ..... 2時間15分
  - 花巻 ⇒ (釜石道) ⇒ 宮守IC ⇒ (国道107号) ⇒ 大船渡 ..... 1時間20分
  - 北上 ⇒ (釜石道) ⇒ 宮守IC ⇒ (国道107号) ⇒ 大船渡 ..... 1時間20分
  - 奥州 ⇒ (国道397号) ⇒ (国道107号) ⇒ 大船渡 ..... 1時間20分
  - 一関 ⇒ (国道343号) ⇒ (国道340号) ⇒ (三陸道) ⇒ 大船渡 ..... 1時間35分

### 企業立地に関するお問い合わせは

## 大船渡市企業立地港湾課 企業立地係

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地  
 T E L 0192-27-3111 (内線 118・119)  
 F A X 0192-26-4477  
 U R L <https://www.city.ofunato.iwate.jp>  
 E-mail ofu\_kouwan@city.ofunato.iwate.jp

